平成２３年（フ）第３８２号
大津市大江２丁目17番22号　グレースコーポⅡ502号、前住所大津市大江２丁目12番12号
破産者　庭野　亮二
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４３号
滋賀県野洲市六条2184番地　ＳＩＸアベニュー107号、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字今井451番地２
破産者　河合　初惠
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４４号
滋賀県野洲市六条2184番地　ＳＩＸアベニュー107号、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字今井451番地２
破産者　河合　秀樹
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
大津市木下町11―10、住民票上の住所大津市仰木の里４丁目６番６号
破産者　西村　晃一
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４４号
京都府京田辺市多々羅前田50番地
破産者　上田　克巳
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４５号
京都府京田辺市多々羅前田50番地
破産者　上田美代子
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
神戸市中央区野崎通３丁目１番29―204号
破産者　小野　陽二
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８８号
広島市中区吉島東１丁目16番14―202号
破産者　石川ダリサイこと　ＩＳＨＩＫＡＷＡ　ＤＡＬＩＳＡＹ　ＶＡＬＥＮＴＯＮ
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２７号
広島市中区竹屋町６番19―305号
破産者　鶴田　貴則
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
長崎県諫早市飯盛町池下241番地、住民票上の住所長崎市万屋町３番15号
破産者　宮良　孫克
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
北海道中川郡本別町柳町31番地１
破産者　加藤　　勉
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
北海道帯広市西14条南36丁目４番６号
破産者　小藤田直道
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
北海道中川郡幕別町札内新北町20番地の７
破産者　小藤田貴世子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
北海道上川郡清水町南10条６丁目１番地　東団地43号
破産者　早坂　　務
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
青森市本泉１丁目２番34号
破産者　木村　　健
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
青森県五所川原市字田町22番地２
破産者　村川　和美
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
宮城県多賀城市八幡４－８―13　レジデンス柏201号、住民票上の住所青森県五所川原市大字田川字薮里146番地21
破産者　三上　　修
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字根堀坂129番地４太野住宅８号、旧住所盛岡市前九年２丁目10番11号
破産者　高倉　幸雄
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４号
盛岡市夕顔瀬町14番17―807号、旧住所大阪府堺市北区大豆塚町２丁12番地２
破産者　道又　鉄人
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部